様式第１号

住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書

　　　　年　　月　　日

鳥取県知事　　　　　　　　　　様

|  |
| --- |
| （主たる事務所の所在地） |
| （法人の名称） |
| （代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けたいので，関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は，事実に相違ありません。

※指定申請書（又は変更届）に添付すること。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40 条基づく

居住支援法人の申請手続きの添付書類について

|  |  |
| --- | --- |
| 居住支援法人指定申請手続きの添付書類 | ﾁｪｯｸ欄 |
| １ | 【省令第27 条第2 項第一号関係】定款 |  |
| ２ | 【省令第27 条第2 項第一号関係】登記事項証明書 |  |
| ３ | 【省令第27 条第2 項第二号関係】申請日の属する事業年度の前事業年度の財産目録及び賃借対照表（申請日の属する年度に設立された法人の場合は，設立時の財産目録） |  |
| ４ | 【省令第27 条第2 項第三号関係】申請に係る意思の決定を証する書類（様式第４号） |  |
| ５ | 【省令第27 条第2 項第四号関係】支援業務の実施に関する計画（様式第５号） |  |
| ６ | 【省令第27 条第2 項第五号関係】役員の氏名及び略歴を記載した書類（様式第６号） |  |
| ７ | 【省令第27 条第2 項第六号関係】現に行っている業務の概要を記載した書類（過去１年間の実績が確認できるもの）（様式第７号） |  |
| ８ | 【省令第27 条第2 項第七号関係】法第40 条第三号の規定により支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない旨の誓約書（様式第８号） |  |
| ９ | 【省令第27 条第2 項第七号関係】事務所の位置図及び平面図 |  |
| １０ | 【省令第27 条第2 項第七号関係】前各号に掲げるもののほか、支援法人の指定にあたって参考となる書類※必要に応じて |  |
|  |

様式第２号

住宅確保要配慮者居住支援法人指定内容変更届出書

　　　年　　　月　　　日

鳥取県知事　　　　　　　　　　様

|  |
| --- |
| （主たる事務所の所在地） |
| （法人の名称） |
| （代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

指定を受けた内容を次のとおり変更しますので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第41条の規定により届け出ます。

１　変更事項（該当する事項の□に✔を記入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **□** 法人の名称 | **□** 法人の所在地 | **□** 支援業務を行う事務所の所在地 |

２　変更の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

* 変更内容がわかる書類を添付してください。

３　変更年月日

　　　　年　　月　　　　日

様式第３号

支援業務廃止（休止・再開）届出書

　　　年　　月　　日

鳥取県知事　　　　　　　　　　様

|  |
| --- |
| （主たる事務所の所在地） |
| （法人の名称） |
| （代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

次のとおり指定を受けた事務の廃止（休止・再開）をするので届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 廃止・休止・再開の別（該当するものを○で囲む） | 廃止　　・　　休止　　・　　再開 |
| 廃止（休止・再開）する事務所 | （名称） |
| （所在地） |
| 廃止（休止・再開）年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 廃止・休止する理由 |  |
| （廃止又は休止の場合に記入）現に支援業務を行っている住宅確保要配慮者等に対する措置 |  |
| （休止の場合のみ記入）休止予定期間 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |

備 考

再開に係る届出にあっては、指定等基準に定める当該支援業務に係る職員の勤務体制　及び勤務形態に関する書類を添付してください。

様式第４号

申請に係る意思の決定を証する書類

　　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| （主たる事務所の所在地） |
| （法人の名称） |
| （代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |
| --- |
| ※この書類は、理事会等における議決内容を証する書面でも代えられます。この書類には次のことが第三者にもわかるように自由に記載してください。・居住支援法人の指定を受けることに至った動機や経緯・居住支援法人として行おうとする活動（及び事業）・活動が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への円滑な入居を促進し，生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与すること＜記載内容の展開例＞社会的課題や現状・課題 → 課題に対する望ましい状態 → 社会的解決方法→これまでの取組 → 要配慮者への生活安定向上などどのように寄与するか |

様式第５号

支援業務の実施に関する計画書

１　支援業務の概要に関する事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人の名称 |  | 代表者職・氏名 |  |
| 主たる事務所の所在地　　 |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| 代表ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| ＨＰｱﾄﾞﾚｽ |  |
| ①家賃債務の保証(法第42条第1号) | 業務の方法 |  |
| 住宅確保要配慮者の範囲 |  |
| 対象とする区域 |  |
| 委託の場合の相手先（法43条に基づく認可が必要） | （所在地）（名　称）（登録の有無）　有　・　無　（登録番号） |
| ②円滑な入居の促進に関する情報提供等(法第42条第2号) | 支援業務の内容 |  |
| 住宅確保要配慮者の範囲 |  |
| 対象とする区域 |  |
| ③生活の安定及び向上に関する情報提供等(法第42条第3号) | 支援業務の内容 |  |
| 住宅確保要配慮者の範囲 |  |
| 対象とする区域 |  |
| ④上記①～③の附帯業務(法第42条第4号) | 附帯業務の内容 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 居住支援協議会との連携 |  |

（注意）行数が不足する場合は、随時追加してください。

（様式第５号　つづき）

２　組織及び運営に関する事項

（１）組織体制

|  |
| --- |
|  |

（注意）組織図等により支援業務及び支援業務以外の業務を行う組織の部分を記載し、適切な分離がなされていることを明示してください。

（２）人員体制

|  |
| --- |
|  |

（注意）人員体制について、支援業務を行おうとする事務所及び支援業務の内容別に、具体的に記載してください。

（３）運営

|  |
| --- |
|  |

（注意）勤務体制（勤務日及び勤務時間等）、業務の範囲（業務区域等）、区分経理の方法、帳簿の備付け及び保存方法、書類の保存方法、個人情報の取り扱いに関すること等を記載してください。

（４）支援業務に従事する実務経験等を有する職員

|  |
| --- |
|  |

（注意）支援業務に従事する職員の氏名、実務経験、資格等を記載してください。

様式第６号

役員の氏名及び略歴を記載した書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （ふりがな） | 生年月日 | 役職名等 | 略歴 |
| 氏名 |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |
|  |

様式第７号

現に行っている業務の概要を記載した書類

１．支援業務

|  |
| --- |
|  |

注）パンフレット等の業務概要がわかる資料があれば添付すること。

２．支援業務以外の業務

|  |
| --- |
|  |

注）パンフレット等の業務概要がわかる資料があれば添付すること。

様式第８号

誓　　約　　書

　　　年　　月　　日

　鳥取県知事　○○　○○　様

|  |
| --- |
| （主たる事務所の所在地） |
| （法人の名称） |
| （代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書に記載の代表者及びその役員又は職員は、以下の各号のいずれにも該当しないこと、並びに住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する援助及び賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する援助の実施にあたっては、公平な情報提供に基づき、住宅確保要配慮者の意思を尊重して行うことを誓約します。なお、役員の氏名、読み仮名、生年月日及び住所については、別添に記載するとおりです。

一　成年被後見人又は被保佐人

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

四　法第５０条第１項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者

五　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という。）でなくなった日から５年を経過しない者

六　暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること

七　債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第１項（同法第24条第２項、第24条の２第２項、第24条の３第２項、第24条の４第２項、第24条の５第２項及び第24条の６において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（ 明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

（誓約書　別添）

役員の氏名等一覧表

|  |
| --- |
| 当該法人の代表者 |
| （ふりがな） | 生年月日 | 住所 |
| 氏　名 |
|  |  |  |
|  |
| 当該法人の役員 |
| （ふりがな） | 生年月日 | 住所 |
| 氏　名 |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |

（注意）　記入欄が不足する場合は，行を追加して記入してください。

様式第９号

文書番号

年月日

住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書

　（法人名　代表者職氏名）　様

鳥取県知事　○○　○○　印

○○年○○月○○日付けの申請については、審査の結果、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条各号に定める基準に適合すると認められるので、同法の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人として指定します。

（担当、連絡先）

|  |  |
| --- | --- |
| １　指定番号 |  |
| ２　法人の名称 |  |
| ３　主たる事務所の所在地 |  |
| ４　支援業務を行う事務所の所在地 |  |
| ５　支援業務の内容 |  |
| ６　業務を行う区域 |  |
| ７　業務の対象とする要配慮者 |  |

様式第１０号

文書番号

年月日

　○○市町村長　○○　○○　様

鳥取県知事　○○　○○　印

住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について（通知）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条の規定により、　下記のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人として指定したので通知します。

（担当、連絡先）

|  |  |
| --- | --- |
| １　指定番号 |  |
| ２　法人の名称 |  |
| ３　主たる事務所の所在地 |  |
| ４　支援業務を行う事務所の所在地 |  |
| ５　支援業務の内容 |  |
| ６　業務を行う区域 |  |
| ７　業務の対象とする要配慮者 |  |

様式第１１号

文書番号

年月日

住宅確保要配慮者居住支援法人に指定しない旨の通知書

　（法人名　代表者職氏名）　様

鳥取県知事　○○　○○　　印

○○年○○月○○日付の申請については、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条各号に定める基準に適合しないと認められますので、同法の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨を通知します。

（担当、連絡先）

【指定しない理由】

|  |
| --- |
|  |
| （教示）　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の　翌日から起算して６か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。　なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。 |

様式第１２号

債務保証業務委託認可申請書

　　年　　月　　日

　鳥取県知事　○○　○○　様

|  |
| --- |
| （主たる事務所の所在地） |
| （法人の名称） |
| （代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| （支援業務を行う事務所の所在地） |

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第42条第１号に規定する家賃債務保証業のうち、以下の業務について委託するための認可を受けたいので、申請します。

１　委託する業務内容：

２　委託する理由：

様式第１３号

文書番号

年月日

債務保証業務委託認可通知

　（法人名　代表者職氏名）　様

鳥取県知事　○○　○○　　印

○○年○○月○○日付で申請のあった債務保証業務の委託については、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第43条第１項に基づき認可します。

（担当、連絡先）

様式第１４号

文書番号

年月日

債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書

　（法人名　代表者職氏名）　様

鳥取県知事　○○　○○　　印

○○年○○月○○日付で申請のあった債務保証業務の委託については、審査の結果、以下の理由により、法第43条第１項に定める認可を行わない旨を通知します。

（担当、連絡先）

【認可しない理由】

|  |
| --- |
|  |
| （教示）　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の　翌日から起算して６か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。　なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。 |

様式第１５号

債務保証業務規程認可申請書

　　　年　　　月　　　日

　鳥取県知事　○○　○○　様

|  |
| --- |
| （主たる事務所の所在地） |
| （法人の名称） |
| （代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| （支援業務を行う事務所の所在地） |

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第42条１号に規定する家賃債務保証業を行うため、作成した同法第44条第１項の規定による債務保証業務規程について認可を受けたいので、これを添付して申請します。

様式第１６号

債務保証業務規程変更認可申請書

　　　年　　　月　　　日

　鳥取県知事　○○　○○　様

|  |
| --- |
| （主たる事務所の所在地） |
| （法人の名称） |
| （代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| （支援業務を行う事務所の所在地） |

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第第44条第１項の規定に基づき○○年○○月○○日付第○○○○○○○○○○○○号により認可を受けた債務保証業務規程の変更について認可を受けたいので申請します。

様式第１７号

文書番号

年月日

債務保証業務規程認可通知

　（法人名　代表者職氏名）　様

鳥取県知事　○○　○○　　印

○○年○○月○○日付けで申請のあった債務保証業務規程については、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第１項に基づき認可します。

（担当、連絡先）

様式第１８号

文書番号

年月日

債務保証業務規程変更認可通知

　（法人名　代表者職氏名）　様

鳥取県知事　○○　○○　　印

○○年○○月○○日付けで申請のあった債務保証業務規程の変更については、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第１項に基づき認可します。

（担当、連絡先）

様式第１９号

文書番号

年月日

債務保証業務規程の認可を行わない旨の通知書

　（法人名　代表者職氏名）　様

鳥取県知事　○○　○○　　印

○○年○○月○○日付けで申請のあった債務保証業務規程については、審査の結果、以下の理由により、法第44条第１項に定める認可を行わない旨を通知します。

（担当　、連絡先）

【認可しない理由】

|  |
| --- |
|  |
| （教示）　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の　翌日から起算して６か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。　なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。 |

様式第２０号

文書番号

年月日

債務保証業務規程の変更認可を行わない旨の通知書

　（法人名　代表者職氏名）　様

鳥取県知事　○○　○○　　印

○○年○○月○○日付けで申請のあった債務保証業務規程の変更については、審査の結果、以下の理由により、法第44条第１項に定める変更の認可を行わない旨を通知します。

（担当　、連絡先）

【認可しない理由】

|  |
| --- |
|  |
| （教示）　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の　翌日から起算して６か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。　なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。 |

様式第２１号

支援業務事業計画等認可申請書

年　　　月　　　日

　鳥取県知事　○○　○○　様

|  |
| --- |
| （主たる事務所の所在地） |
| （法人の名称） |
| （代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| （支援業務を行う事務所の所在地） |

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第１項の規定により、作成した支援業務に関する事業計画及び収支予算の認可を受けたいので、これを添付して申請します。

様式第２２号

文書番号

年月日

支援業務事業計画等認可書

　（法人名　代表者職氏名）　様

鳥取県知事　○○　○○　　印

○○年○○月○○日付で申請のあった支援業務事業計画等については、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第１項に基づき認可します。

（担当、連絡先）

様式第２３号

文書番号

年月日

支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知

　（法人名　代表者職氏名）　様

鳥取県知事　○○　○○　　印

○○年○○月○○日付けで申請のあった支援業務事業計画等については、審査の結果、以下の理由により、法第45条第１項に定める認可を行わない旨を通知します。

（担当、連絡先）

【認可しない理由】

|  |
| --- |
|  |
| （教示）　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の　翌日から起算して６か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。　なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。 |

様式第２４号

支援業務事業計画等変更認可申請書

　　　年　　　月　　　日

　鳥取県知事　○○　○○　様

|  |
| --- |
| （主たる事務所の所在地） |
| （法人の名称） |
| （代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| （支援業務を行う事務所の所在地） |

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45 条第1 項の規定に基づき○○年○○月○○日付第○○号により認可を受けた支援業務に関する事業計画及び収支予算の変更認可を受けたいので、これを添付して申請します。

１ 変更しようとする事項：

２ 変更する理由：

様式第２５号

文書番号

年月日

支援業務事業計画等変更認可書

　（法人名　代表者職氏名）　様

鳥取県知事　○○　○○　　印

○○年○○月○○日付で申請のあった支援業務事業計画等の変更については、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第１項に基づき認可します。

（担当、連絡先）

様式第２６号

文書番号

年月日

支援業務事業計画等の変更認可を行わない旨の通知

　（法人名　代表者職氏名）　様

鳥取県知事　○○　○○　　印

○○年○○月○○日付けで申請のあった支援業務事業計画等の変更については、審査の結果、以下の理由により、法第45条第１項に定める変更の認可を行わない旨を通知します。

（担当、連絡先）

【認可しない理由】

|  |
| --- |
|  |
| （教示）　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の　翌日から起算して６か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。　なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。 |

様式第２７号

支援業務事業報告書等提出書

年　　　月　　　日

　鳥取県知事　○○　○○　様

|  |
| --- |
| （主たる事務所の所在地） |
| （法人の名称） |
| （代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| （支援業務を行う事務所の所在地） |

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第２項の規定により、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書並びに財産目録及び貸借対照表を作成しましたので、これを添付して提出します。

様式第２８号

文書番号

年月日

住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書

　（法人名　代表者職氏名）　様

鳥取県知事　○○　○○　　印

○○○○年○○月○○日付第　　　　　　　　　　　　号による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定は、以下の理由により取り消しましたので通知します。

（担当、連絡先）

該当条項：

法第50条第１項第　号

取消理由：

様式第２９号

文書番号

年月日

　○○市町村長　○○　○○　様

鳥取県知事　○○　○○　印

住宅確保要配慮者居住支援法人の指定取消しについて（通知）

貴市町村内において業務を行う下記の法人について、○○年○○月○○日付第　号による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を取り消しましたので通知します。

（担当、連絡先）

|  |  |
| --- | --- |
| １　指定番号 |  |
| ２　法人の名称 |  |
| ３　主たる事務所の所在地 |  |
| ４　支援業務を行う事務所の所在地 |  |
| ５　支援業務の内容 |  |
| ６　業務を行う区域 |  |
| ７　業務の対象とする要配慮者 |  |
| ８　指定取消該当条項 | 法第50条第１項第　　号 |
| ９　指定取消しの理由 |  |